



2024年12月2日 健康保険証はマイナ保険証へ移行します

こうした仕組みを実現し、安心してマイナ保険証をご利用いただくため、加入者情報とマイナンバーの下4桁を掲載した「資格情報のお知らせ」を発行し、マイナンバーの紐づけに誤りがないか確認を行います。

<「資格情報のお知らせ」の送付について>

「資格情報のお知らせ」は2024年10月に、被保険者へ被扶養者分も併せて送付します(2024年9月20日時点で健保加入の方が対象)。お持ちの保険証記号により、電子的な送付・紙による送付に分かれています。

- 電子的な送付対象事業所 (医療費通知を掲載しているKOSMO Communication Webにて確認)
保険証記号: 1000・3004・3009・3016・5008

- 紙による送付対象事業所(事業所経由で配布)
 保険証記号:2001・2002・2008・3002・3003・3005・3008

※任意継続被保険者の方および一部事業所経由での配布が困難な方についてはご自宅へ直接お届けします。

「資格情報のお知らせ」の内容(イメージ)



- ①資格情報について記載されています
- ・記号・番号・枝番・氏名・フリガナ・生年月日・負担割合
 - ・資格取得年月日・保険者名
- ②マイナンバーの下4桁が記載されています
- 医療保険のデータベースに登録されているマイナンバーの下4桁を表示していますので、誤りがないかご確認ください。
- ※マイナンバー未提出の場合は記載されませんので、未提出の方は速やかにご提出ください。
- ③携帯用「資格情報のお知らせ」です
- 2024年12月2日から以下の場合に使用できます。
- 切り取るなどしていただき、大切に保管してください。
1. ご自身の資格情報を確認したいときに
(例：給付金等を申請するとき)
 2. オンライン資格確認システム(※)を導入していない医療機関等で受診するときに
(マイナ保険証と併せて提示)
- (※)健康保険の資格情報等が確認できるシステム

<「資格確認書」について>

マイナ保険証へ移行できない方には「資格確認書」を交付します。詳細については、11月下旬にカネカ健保HPに掲載します。

<「マイナ保険証」・「資格確認書」・「資格情報のお知らせ」の比較>

	名称	形状	取得方法	利用目的	利用方法
①	マイナ保険証	マイナンバーカード	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り
②	資格確認書	はがきサイズ	資格取得時に申請 マイナ保険証を未所持者に職権※で発行 ※発行方法は後日HPに掲載	マイナ保険証を未所持の方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示
③	資格情報のお知らせ	A4サイズ	資格取得時に送付 (既加入者については2024年10月頃に送付) 申請不要。 マイナポータル の資格情報画面でも代用可	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき	「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」の両方を医療機関に提示(「資格情報のお知らせ」のみでは受診不可)

<マイナ保険証へ移行後の保険医療機関等の受診方法>

	受診方法	利用可能機関	有効期限
①	健康保険証	原則、すべての医療機関	2025年12月1日まで (2025年12月2日以降は全ての医療機関で利用不可)
②	マイナ保険証	原則、すべての医療機関	なし
③	資格確認書	すべての医療機関	あり 期限については未定のため、後日健保HPに掲載
④	マイナポータル(スマホ) + マイナンバーカード	すべての医療機関(※)	なし
⑤	マイナポータル(PDF) + マイナンバーカード	すべての医療機関(※)	なし
⑥	資格情報のお知らせ + マイナンバーカード	すべての医療機関(※)	なし

(※) マイナ保険証での受診が原則。オンライン資格確認ができない医療機関で受診する際は

④のケース: スマホでマイナポータルの資格情報画面

⑤のケース: スマホ等の端末にマイナポータルからPDF形式で保存した資格情報

⑥のケース: カネカ健保が発行した「資格情報のお知らせ」

とマイナンバーカードを提示することで医療機関の受診が可能

保険料や給付制度の維持においてもマイナ保険証を利用いただくことが第一歩です!使える医療機関も増えてきていますので、まずはマイナ保険証を利用していただきますよう、お願いします。